

I：先ほどの象牙ですが、姉に聞いたら2本のうちの1本が、彫刻してあるようなんですね。先はつるつとしていてそのまま残っているんですが、真ん中あたりに彫刻が結構、色々されていて向こうが透けるぐらいいっぱい入っているっていうんですよ。

S：そうですか、そうしますと、登録の対象になります象牙なんですが。牙の形を保っている象牙でして、彫刻は入っているんですけども。ま、正直には、ご判断にはなるんですが、彫刻が入ってはいるんですけど、全体的に見るとシルエットが三日月型になっていて先端も象牙を保っていますと、聞いていただければ、それは登録することはありません。なんですけど、ここはもうご判断なんですけど、彫刻が細かくしてあって、まあ全体がもう保っていないので、元の形には遠いと思うので。ま、全体、ま、細かいところで申しますと、全部の形で「全形」なんですけど、「全形を保持」している象牙が登録の対象と法律に明記されていますので、彫刻はあるんですが全体が残っているので「全形」があるので、登録に至るということもあります。が、また逆の考えもあって彫刻されていますので「全形」が残っていないので、「私は申請しないです」というご判断もあるんですが。

I：たとえば申請しないでそれを売ることはできますか。

S：一番のポイントになるのは、そこだと思うんですね。たとえば売りに行ったときに、うちでは登録票が無いと買い取りできない、と言われるところでしたら、そこに売ろうと思ってということでしたら、それはもう登録票ないと買い取ってくれないので。

I：じゃあ、難しい場合は登録申請をするっていうことですかね。

S：あの・・・ですね。全体的な形が残っていますと、ま、シルエットですね、彫刻はあるんですけどシルエットが残ってますというのでしたら、登録票を下さいと言われてしまう可能性も高いと思うので、登録してしまうというのも考えとしてはあると思うんです。登録票さえもっていけばやり取りはできますんで。

I：根本も斜めには切れてないし、先も一本あるんです。

S：あ、とんがっているんですね。

I：本当の弓型の。ただ、真ん中が向こう側が透けるぐらい彫刻があるんですけど。

S：そうですか。そうすると、ご案内の通りなんですけれども、登録を申請していただければ、登録にほぼ至ると多分思いますんで。登録票があればやり取りはできますし。もう登録票持ってきてくれとは言われなくはなりますので。

なんですけど、「全形を保持」しているというのが対象ではありますんで、「向こうが透けるぐらいなので全形は無いと私は思っているんで申請はしなかったです」というのでしたら、それで売りに行ったるときも、もしかしたら向こうの方も、「そうですか」といって買い取ってくれるかもしれないんですね。「確かに全形を保持していないですよ」と。

I：姉がオークション

S：ああ…

I：あのネット上のオークションで同じようなものを見たら登録票もなかったからこれはいいんじゃないのと言うんです。

S：あ、そうですか。そこは、本当に、公式では「全形を保持」している象牙が登録の対象なので、たとえばですが、今、ネットを出して、その、ネットに出したりしまして売るとオークションにかけた、というところで、例えば、どこかからこの象牙は登録票ないので、なくちゃおかしいと思うとどこの誰

かから言われたとしても、「私は全形を保持してないので、この象牙に関しては登録票を取ってないんです」と言い切っていただくことになるんですね。

I：それなら、たとえば、そちらで「これは大丈夫ですよ」って、「登録票なくてもいいですよ」と言っていただくことはできるんですか。

S：ええと、そこはですね、あの一、あきらかに先端が10 cmだけですというものを申請されている場合ですと、こちらから明らかに「全形を保持」してないのでとわざわざはいただいているんですけど、今回のケースですと、全体的には多分5-60 cmとか、1 m位あるんですよ。

I：そうです、1 m位あります。

S：そのくらいあるということで彫刻があるということだと、全体的に見ると、形は残っている、しかも相当大きいものなので、そのまま登録票無しでネットですとか、売ったりですとか、した場合は、それでも言い切っていただくしかないんですけど、全形保持してないから登録してないんですと言い切っていただくんですけど、もしかしたら、どこかの誰かから「これ登録票ないんですか」と聞かれる可能性は高いと思うんです。色々見ている方がいると思うので。そこまで（来ると）、後にご判断なんですけど、そんな可能性があるくらいなら登録してしまえというご判断もあると思いますし。でも、もし、（登録）しないということなら、言い切ってしまう。どこの誰であろうと、警察でとか、ネットの利用者の方ですとか、誰に何を言われても、「全形保持してないので、何か問題ありますか」と言い切って。

I：強気で。

S：もう、言い切るんですね。「これは彫刻があって、向こうが透けているので、全部の形をとどめてないですよ、全形を保持してないんで（登録）してないんですけど、何か問題ありますか」と言い切っていただくんですね。そういうふうになりますので、なので、まあ、考え方だと思うんですが、そこまで形が残ってて、大きいものと、誰かから言われる可能性はあるとは思うので、登録してしまうという考えか、言い切るかというところですよ。

全体のシルエットが残っているということなんで、「全形が保持」していると思うので申請しますということであれば、多分登録には至るとは思いますね。

I：色々なオークションを見てると、似てるのがあったんだけど、登録票が無いし、だからやらなくていいんじゃないのと姉が言うんです。

S：その方（売却先）については、その人はそれ（似たものが登録票無しで、オークションに出ていたこと）を知っているか、知らないかわからないんですが、もし（その売却先から）聞かれたら、「全形を保持してないので」といえばそれが回答だと思うので。

I：じゃあ言い切ってしまうと、警察も強く違法だ、とはならない？

S：ええとね、そこはですね、その後はまた、もっと判断が色々入ると思うんです。警察も警察のほうで、でも全体的には残っているということ。細かい法律で、この象牙は全体があるのか、無いかの判断の話。本気でもし向こう（警察）が調べるなら、そういうふうになって行く可能性はあると思うんです。

I：決まりはないんですか？

S：法律に出ていゝるのは「全形」ですね全部の形、「全形を保持」している象牙が登録対象ですとなっているので、その後は、もう解釈の問題になるんですね。行くところまで行って、警察ですとかが、彫りはあるけど、全体は形が残っていて「全形を保持」しているんだ、というような主張でどんどん進めていくということも、もしかしたら、もしかしたら、そういう、全体的に（全形を保持した）形が（あるということが）明らかに（なる）という（こともありうる）。そこが本当に難しいと思うんですけど、

可能性としてはそういうところが考えられるので、もうそんな風になるんだったら、登録をしてしまう、ネットには取ってない人もいるかもしれないんですけど、私は念のため登録してしまう、という。

I：または（「全形を保持」していないと）言い切る？

S：もう言い切っていていただく。誰に何と言われようと、言い切る。法律的には、「全形を保持」というだけなので、そこはご判断と言っても、難しいとは思いますが、誰からか何か言われる可能性があったり、もう一つは、(登録に)お金が 3,200 円かかるですとか、それぞれ考えるところがあるとは思いますが、

難しいんですけど、「全形」ということしかないので。

形がそれだけ大きいということなので、申請して頂けましたら登録には至る可能性も本当に高いと思いますので、というところでございます。

I：わかりました。

S：まずは下書きをいただきたいと思います。よろしくお願いします。